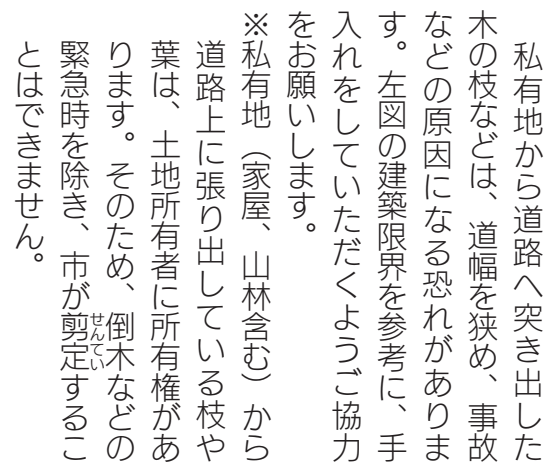




人と車の安全な通行のために
～8月は「道路ふれあい月間」です～

道路上に許可なく、車の乗り入れのためのブロックや鉄板、プランターなどを設置している場面が見られます。

これらの行為は道路を狭め、事故につながるため大変危険です。事故が発生した場合、設置者の責任となり、損害賠償を請求される場合があります。

※実際に除雪車や二輪車の接触事故が発生しています。

車の乗り入れ (車道と敷地の間に段差がある場合)

車の乗り入れのため、段差を解消する必要がある場合は、道路管理者（道路課またはお近くの総合支所産業建設課）に申請をお願いします。承認後、「切下げ工事」を施工してください。



- ①タイトル：わかりやすい件名を入力。
- ②詳 細：状況を詳しく入力。
- ③部 門：プルダウンより対応部署を選択。
- ④日 時：自動入力。手動選択で変更も可能。
- ⑤投稿者：投稿者の名前を入力。
- ⑥写 真：3 枚添付。一枚ずつ撮影または追加。
- ⑦地 図：位置情報をもとに、地図に自動的に
ポイントされます。必要によりチェッ
クマークをドラックして修正。
- ⑧送 信：「送信」を押下して投稿完了。

問い合わせ先

本庁舎道路課